

平成 25 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
 代 表 者 代表取締役社長 CEO 森下 一喜
 (コード番号：3765)
 問 合 せ 先 取締役 CFO 財務経理本部長 坂井 一也
 (TEL：03-6895-1650 (代表))

ソフトバンクモバイル株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 25 年 3 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明することを決議いたしました。一方、本公開買付けにおける当社株式の買付け価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	ソフトバンクモバイル株式会社
(2) 所 在 地	東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長兼 CEO 孫 正義
(4) 事 業 内 容	移動体通信サービスの提供 携帯電話の販売など、移動体通信サービスに関連する事業
(5) 資 本 金	177,251 百万円
(6) 設 立 年 月 日	昭和 61 年 12 月 9 日
(7) 大 株 主 及 び 持 ち 株 比 率 (平成 25 年 3 月 25 日現在)	BB モバイル株式会社 100.00%
(8) 上場会社と公開会社の関係	
資 本 関 係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、公開買付者の兄弟会社であるソフトバンク BB 株式会社（以下「ソフトバンク BB」といいます。）は当社株式を 387,440 株（注 1）（所有割合（注 2）：33.63%）所有しております。
人 的 関 係	公開買付者の最終親会社であるソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）の財務部部長補佐兼財務管理グループ長である大庭則一は、当社の取締役を兼務しております。
取 引 関 係	公開買付者は、当社に対して売上があります。また、公開買付者は、当社の代表取締役会長を務める孫泰蔵が議決権の 100%を間接所有する株式会社ハーティス（以下「ハーティス」といいます。）に対してアドバイザリー業務を委託しております。
関連当事者への該当状況	当社は、公開買付者の最終親会社であるソフトバンクの持分法適用関連会社であり、ソフトバンクの関連当事者に該当しません。

(注 1) 当社が平成 25 年 2 月 14 日に公表した「株式分割および定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、当社は平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として 1 株につき 10 株の割合をもって株式分割（以下「当社株式分割」といいます。）を行うため、本開示資料の当社株式の数については、原則として、当社株式分割前の株式数に 10 を乗じて算出し、当社株式分割後の株式数に換算した数値（以下、「当社株式分割後株式数」といいます。）で記載しております。

(注 2) 「所有割合」とは、①当社が平成 25 年 3 月 22 日に提出した第 16 期有価証券報告書に記載された平成 24 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（114,981 株）に 10 を乗

じて算出された株式数(1,149,810株)に、②同有価証券報告書に記載された当社の平成16年5月17日開催の臨時株主総会決議及び平成16年6月21日開催の臨時取締役会決議に基づき平成16年7月30日に発行された第1回新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)の平成24年12月31日現在の数(44個)の目的となる当社株式の株(220株)に10を乗じて算出された株式数(2,200株)を加算した数(1,152,010株)に占める割合をいいます。(小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。)

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成25年3月25日開催の取締役会において、公開買付けによる当社普通株式を対象として実施する本公開買付けに関し、賛同の意見を表明することを決議いたしました。一方、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

公開買付けの最終親会社であるソフトバンクは、現在、全ての議決権を所有するソフトバンクBBを通じ当社の株式387,440株(所有割合:33.63%)を所有しており、当社は、ソフトバンクの持分法適用関連会社に該当しております。

この度、公開買付け者は、当社の第3位の大株主であるアジアグループ合同会社(所有株式数:166,710株、所有割合:14.47%、以下「アジアグループ」といいます。)が所有する当社株式の一部を取得するとのことです。

なお、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ公開買付け者の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏は、当社の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、当社の第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社である株式会社ハーティス(所有株式数:213,080株、所有割合:18.50%)との間で、平成25年4月1日付で当社株式に関し、「質権実行の猶予に係る議決権の行使に関する覚書」(以下「本覚書」といいます。)を締結するとのことです。本覚書においては、孫正義氏が取締役を務め、その資産管理会社である有限会社孫ホールディングス(以下「孫ホールディングス」といいます。)から、ハーティス所有の当社株式に係る質権実行の猶予を受けるために、ハーティスは、平成25年4月1日を効力発生日として、当社の株主総会において孫正義氏の指図するところから従ってその所有する全ての当社株式に係る議決権を行使する旨を合意するとのことです。この点、ソフトバンクは平成26年3月期第1四半期から国際財務報告基準(IFRS)を適用する予定であり、その結果、本覚書の効力発生により、ソフトバンクが全ての議決権を所有するソフトバンクBB(所有株式数:387,440株、所有割合:33.63%)及びソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、当社株式の議決権の過半数(ソフトバンクBB及びハーティスの所有株式数の合計600,520株に係る議決権:600,520個、議決権所有比率(注1):52.13%)を占めることになるため、当社はソフトバンクの連結対象となる予定です。(注2)

本公開買付け後の経営方針として、公開買付け者は、当社の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価するものであり、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発が維持されるとの判断から、経営の自主性及び独立性を最大限尊重し、当社の優れた創造性と開発力を活かす所存であるため、当社の役員構成につきましては現状を維持するとのことです。双方のシナジー効果を最大限に発揮する具体的な協業内容については今後協議・検討していく予定です。

なお、当社は平成10年にソフトバンクと米国オンセール社(ONSALE, Inc.)が設立した合弁会社「オンセール株式会社」を起源とし、ソフトバンクBB(所有株式数:387,440株、所有割合:33.63%)が筆頭株主となり、その最終親会社であるソフトバンクの持分法適用関連会社です。現在は主に自社で企画・開発したオンラインゲーム及びライセンス使用許諾を受けた他社開発ゲームコンテンツの配信・運営(PCオンライン事業)、並びに家庭用ゲーム機、携帯型ゲーム専用機、及びスマートフォン(高機能携帯電話)向けのゲームソフト・ゲームコンテンツの自社企画・開発・販売・配信(モバイルコンシューマ事業)等を行っております。近年のスマートフォンが世界規模で普及・拡大し、様々な端末がインターネットに接続されるなど、市場の変化に柔軟に取り組むことが求められる中、当社グループは経営方針として「新規価値の創造」と「既存価値の最大化」を掲げ、世界一のエンターテインメント企業を目指して事業を拡大してまいりました。

身近にある様々な端末のオンライン化が加速度的に進み、従来ゲームに参加していなかった非ユーザー層がゲームに参加し始め、ゲーム人口がさらに拡大を続けていくことが予想され、当社グループは近年特にスマートフォンの世界規模の普及と市場の拡大を注視し、スマートフォンゲームの企画・開発・配信に注力してきました。

このような状況の中、当社は平成25年2月下旬より公開買付者との間で本公開買付けの実施について協議を開始し、その後複数回に亘り協議を重ねました。その結果、①公開買付者が当社の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、②ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、③ゲーム開発会社としての当社の独立性が尊重されるとともに、現経営体制（役員構成）がそのまま維持されることから、公開買付者が当社株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、決議に出席した取締役の全員一致により、平成25年3月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社株式の市場株価の終値平均を参考に、公開買付者と応募合意株主であるアジアグループとの間で合意できる価格をもって決定する方針を採用したとのことです。その上で、当社株式がJASDAQ市場に上場していることを勘案し、当社の平成24年12月期の決算発表の翌日である平成25年2月15日から平成25年3月22日までの当社株式の終値単純平均（3,402,760円、小数点以下を切捨て、終値単純平均の算出において以下同様に計算しております。当社株式分割希薄化後株価（注3）では、340,276円、小数点以下を四捨五入し、当社株式分割希薄化後株価の算出において以下同様に計算しております。）を参照しつつ、公開買付者及びアジアグループとの間で協議・交渉を行った結果、最終的に平成25年3月25日に本公開買付価格を340,276円（注4）と決定したとのことです。

本公開買付価格である340,276円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年3月22日の当社株式のJASDAQ市場における終値（4,620,000円）に基づく当社株式分割希薄化後株価（462,000円）に対して26.35%（小数点以下第三位を四捨五入。ディスカウント又はプレミアムの値の算出において以下同様に計算しております。）ディスカウントした価格、同日までの過去1ヶ月間（平成25年2月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（3,676,789円）に基づく当社株式分割希薄化後株価（367,679円）に対して7.45%ディスカウントした価格、同過去3ヶ月間（平成24年12月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（2,206,438円）に基づく当社株式分割希薄化後株価（220,644円）に対して54.22%のプレミアムを加えた価格、同過去6ヶ月間（平成24年9月24日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（1,312,277円）に基づく当社株式分割希薄化後株価（131,228円）に対して159.30%のプレミアムを加えた価格にそれぞれ相当します。

なお、公開買付者は、公開買付者の最終親会社であるソフトバンクが全ての議決権を所有しているソフトバンクBBが当社株式387,440株（所有割合：33.63%）を所有することにより、ソフトバンクの持分法適用関連会社として相当程度に把握している当社の事業に関する情報を踏まえて公開買付者が想定した当社株式の価値は本公開買付価格以上であると判断したため、公開買付者は本公開買付価格を決定する際に、第三者算定機関による算定書を取得していないとのことです。

本公開買付価格については、公開買付者が当社の株価推移等を勘案の上で決定したものであり、当社は第三者算定機関に株式価値評価を依頼しておらず、本公開買付価格が当社の公正な株式価値を反映したものであるかどうかの独自の確認をしておりません。当社の取締役会は、公開買付者が当社株式を取得することは当社の企業価値増大に貢献すると判断しておりますが、本公開買付価格に関しては、公開買付者と応募合意者株主であるアジアグループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式が上場維持される予定であるため、当社株主としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねることといたします。なお、当社は、本公開買付価格をもって、当社株式の市場価格として適正・妥当な水準であると考えているものではありません。

（注1）「議決権所有比率」は、①当社が平成25年3月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の当社の発行済株式総数（114,981株、当社株式分割後株式数：1,149,810株）に、②同有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の第1回新株予約権の数（44個）の目的となる当社株式の数（220株、当社株

式分割後株式数:2,200株)を加算した数(115,201株、当社株式分割後株式数:1,152,010株)を基にして、当社株式分割後株式数(1,152,010株)に係る議決権の数(1,152,010個)を分母として計算しております。

(注2) 本公開買付けが成立した場合、ソフトバンクが全ての議決権を所有する公開買付者及びソフトバンクBB(所有株式数:387,440株、所有割合:33.63%)が当社株式合計460,840株(所有割合:40.00%)を所有することとなり、上記本覚書の効力発生により、ソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、ソフトバンクは、当社株式の議決権の過半数(公開買付者、ソフトバンクBB及びハーティスの所有株式数の合計673,920株に係る議決権:673,920個、議決権所有比率:58.50%)を占めることになるため、日本の会計基準(JGAAP)を適用した場合においても、当社は実質支配力基準によりソフトバンクの連結対象に該当することとなります。

(注3) 「当社株式分割希薄化後株価」とは、当社株式分割により平成25年4月1日を効力発生日として当社株式が1株につき10株の割合をもって分割されるため、当社株式分割前の当社の普通株式に係る市場株価を10で除して算出した数値に相当します。

(注4) 当社が、当社株式分割により平成25年4月1日を効力発生日として当社株式を1株につき10株の割合をもって分割するため、本公開買付価格は当社株式分割による希薄化の効果を勘案した金額となっております。

(3) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

当社株式は、本開示資料公表日現在、JASDAQ市場に上場しておりますが、本公開買付けは当社の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は73,400株(所有割合:6.37%)を上限として本公開買付けを実施いたしますので、当社株式について、本公開買付け終了後も引き続きJASDAQ市場の上場は維持される予定です。

(4) 公開買付者による、本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無

公開買付者は、現時点において、本公開買付け終了後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所を法務アドバイザーに選任し、本公開買付けに対する取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けております。なお、本公開買付けの検討以前からアンダーソン・毛利・友常法律事務所に法務アドバイスを依頼しており、本公開買付けの検討にあたり、法務アドバイザーを変更した事実はありません。

② 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

当社はアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を得ながら、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、(a) 公開買付者が当社の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、(b) ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、(c) ゲーム開発会社としての当社の独立性が尊重されるとともに、現経営体制(役員構成)がそのまま維持されることから、公開買付者が当社株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、平成25年3月25日開催の取締役会において、決議に出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議をいたしました。一方で、本公開買付価格に関しては、公開買付者と応募合意株主であるアジアグループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も当社株式の上場が維持される予定であるため、当社株主としては本公開買付け後も当社株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様ご判断に委ねることを決議しました。

上記の取締役会においては、取締役のうち、代表取締役会長である孫泰蔵氏は、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏の指示するところに従って当社株式の議決権を行使する旨を本覚書において合意しているハーティスの代表取締役を務めているため、また、大庭則一氏は、公開買付者の最終親会社に当たるソフトバンクの財務部部长補佐兼財務管理グループ長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、当社取締役7名のうち上記2名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行いました。また、当該取締役会には当社の監査役3名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも、上記の取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べています。

3. 公開買付者と当社株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

①本応募契約書

公開買付者は、本公開買付けに際し、当社の第3位の大株主であるアジアングループとの間で、平成25年3月25日付で本応募契約書を締結し、アジアングループ所有株式の一部（所有株式数：73,400株、所有割合：6.37%）について本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、アジアングループ所有株式の一部である73,400株は、本公開買付けにおける買付予定数の上限（73,400株）と同数となっているとのことです。本公開買付けにおいてアジアングループ以外の当社株主による応募があった際にはアジアングループが本応募契約書において応募することを企図するアジアングループ所有株式の一部（73,400株）につき、全ての売却は実現しないこととなりますが、その場合、アジアングループはあん分比例によりアジアングループに返還される当社株式について、本公開買付けの終了後も、引き続き継続保有する意向を有しているとのことです。また、アジアングループは、本公開買付けに応募しないアジアングループ所有株式（93,310株、所有割合：8.10%）については、本公開買付け終了後も引き続き継続所有する意向を有しているとのことです。なお、かかる応募についての前提条件は存在しないとのことです。

②本覚書

公開買付者の最終親会社であるソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ公開買付者の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏は、当社の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、当社の第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社であるハーティスとの間で、平成25年4月1日付で本覚書を締結し、ハーティスが、孫ホールディングスからハーティス所有の当社株式に係る質権実行の猶予を受けるために、平成25年4月1日を効力発生日として、当社の株主総会において孫正義氏の指示するところに従ってその所有する全ての当社株式に係る議決権を行使する旨を合意するとのことです。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記2.の「(3) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由」及び「(4) 公開買付者による、本公開買付け後の株券等を更に取得する予定の有無」をご参照ください。

以 上

2013年3月25日

各 位

本店所在地 東京都港区東新橋一丁目9番1号
会 社 名 ソフトバンク株式会社
(コード番号 9984 東証第一部)
代 表 者 代表取締役社長 孫 正義

**当社連結子会社（ソフトバンクモバイル株式会社）による
公開買付けの開始に関するお知らせ**

当社の連結子会社であるソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」）は、2013年3月25日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社（JASDAQスタンダード市場、コード番号：3765、以下「ガンホー」）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」）により取得することを決議しましたので、別添プレスリリースのとおりお知らせいたします。

1. ソフトバンクモバイルの概要

所在地	東京都港区東新橋一丁目9番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兼 CEO 孫 正義
事業内容	移動体通信サービスの提供 携帯端末の販売など、移動体通信サービスに関連する事業
資本金	1,772億5,100万円

2. 今後の見通し

別添プレスリリース「1. 買付け等の目的等 (1)本公開買付けの概要」に記載のとおり、2013年4月1日付でガンホーは当社の連結対象となる見込みです。本件については、別途公表いたします。

なお、当社は2014年3月期第1四半期から国際会計基準（IFRS）を適用します。ガンホーが当社の連結対象となることに伴い、既存の投資持分についても公正価値による再測定が行われ、その結果、2014年3月期第1四半期の当社連結損益計算書に約1,700億円（注）の利益を計上する見込みです。

（注）同社株式の2013年3月22日の終値に基づく試算値です。実際には、同社株式の2013年3月29日の終値に基づいて算出いたします。

以 上

*****本件に関する報道関係のお問い合わせ先*****
ソフトバンク株式会社 広報室 03-6889-2300

平成 25 年 3 月 25 日

各 位

ソフトバンクモバイル株式会社

ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社株式に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

ソフトバンクモバイル株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 25 年 3 月 25 日開催の取締役会において、下記のとおりガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社（コード番号：3765、JASDAQスタンダード上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成 25 年 3 月 25 日開催の取締役会において、当社の最終親会社であるソフトバンク株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）並びにその子会社及び関連会社（以下「ソフトバンクグループ」といいます。）の経営戦略の一環として、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQ市場」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得することにより、グローバルなコンテンツ戦略として対象者との関係強化を企図して、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼 CEO である孫正義氏は、対象者の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、対象者の第 2 位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社である株式会社ハーティス（所有株式数（注 1）：213,080 株、所有割合（注 2）：18.50%、以下「ハーティス」といいます。）との間で、平成 25 年 4 月 1 日付で対象者株式に関し、「質権実行の猶予に係る議決権の行使に関する覚書」（以下「本覚書」といいます。）を締結することです。本覚書においては、孫正義氏が取締役を務め、その資産管理会社である有限会社孫ホールディングス（以下「孫ホールディングス」といいます。）から、ハーティス所有の対象者株式に係る質権実行の猶予を受けるために、ハーティスは、平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日として、対象者の株主総会において孫正義氏の指図するところに従ってその所有する全ての対象者株式に係る議決権を行使する旨を合意することです。この点、ソフトバンクは平成 26 年 3 月期第 1 四半期から国際財務報告基準（IFRS）を適用することとしており、その結果、本覚書の効力発生により、ソフトバンクが全ての議決権を所有するソフトバンク BB 株式会社（所有株式数：387,440 株、所有割合：33.63%、以下「ソフトバンク BB」といいます。）及びソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、対象者株式の議決権の過半数（ソフトバンク BB 及びハーティスの所有株式数の合計 600,520 株に係る議決権：600,520 個、議決権所有比率（注 3）：52.13%）を占めることになるため、対象者はソフトバンクの連結対象となります（注 4）。

当社は、本公開買付けに際し、対象者の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表社員を務める対象者の第 3 位の大株主であるアジアングループ合同会社（以下「アジアングループ」といいます。）（所有株式数：166,710 株、所有割合：14.47%）との間で、平成 25 年 3 月 25 日付で公開買付応募契約書（以下「本応募契約書」といいます。）を締結し、アジアングループが所有する対象者株式（以下「アジア

ングルーヴ所有株式」といいます。)の一部である73,400株(所有割合:6.37%)について本公開買付けに応募する旨を合意しております。本応募契約書の内容については、下記「(4)本公開買付けに係る重要な合意」の「①本応募契約書」をご参照ください。本公開買付けは、現在、当社は対象者株式を所有していないものの、当社の特別関係者の株券等所有割合(金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第8項に定義するものをいいます。)が既に3分の1を超えているため、法第27条の2第1項第2号により、当社による対象者株式の買付けについては公開買付けの手續に従う必要があることを受けて実施するものであります。なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)は、応募合意株主であるアジアングルーヴと当社の間で行われた協議・交渉を経て決定した価格です。本公開買付けについては、アジアングルーヴ所有株式の一部の応募を前提として行われ、また、当社は本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることを理由として、買付予定の株券等の数につき、アジアングルーヴと合意した応募株式数と同数である73,400株(所有割合:6.37%)を買付予定数の上限として設定しております。そのため、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(73,400株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(73,400株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

なお、対象者が平成25年3月25日に公表した「ソフトバンクモバイル株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、①当社が対象者の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、②ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、③ゲーム開発会社としての対象者の独立性が尊重されるとともに、現経営体制(役員構成)がそのまま維持されることから、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、決議に出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、当社と応募合意株主であるアジアングルーヴとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である孫泰蔵氏は、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏の指図するところに従って対象者株式の議決権を行使する旨を本覚書において合意しているハーティスの代表取締役を務めているため、また、大庭則一氏は、当社の最終親会社に当たるソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役7名のうち上記2名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名(うち社外監査役3名)全員が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(注1) 対象者が平成25年2月14日に公表した「株式分割および定款一部変更に関するお知らせ」(以下「対象者株式分割プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は平成25年4月1日を効力発生日として1株につき10株の割合をもって株式分割(以下「対象者株式分

割」といいます。)を行うことを決定したとのことです。このため、本開示資料中の対象者株式の数については、原則として、対象者株式分割前の株式数に10を乗じて算出し、対象者株式分割後の株式数に換算した数値(以下「対象者株式分割後株式数」といいます。)で記載しており、対象者株式分割前の株式数と対象者株式分割後株式数を併記する場合には、対象者株式分割後株式数についてその旨を明記しております。

(注2)「所有割合」とは、①対象者が平成25年3月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(114,981株)に10を乗じて算出された株式数(1,149,810株)に、②同有価証券報告書に記載された対象者の平成16年5月17日開催の臨時株主総会決議及び平成16年6月21日開催の臨時取締役会決議に基づき平成16年7月30日に発行された第1回新株予約権(以下「第1回新株予約権」といいます。)の平成24年12月31日現在の数(44個)の目的となる対象者株式の数(220株)に10を乗じて算出された株式数(2,200株)を加算した数(1,152,010株)に占める割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。)

(注3)「議決権所有比率」は、①対象者が平成25年3月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(114,981株、対象者株式分割後株式数:1,149,810株)に、②同有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の第1回新株予約権の数(44個)の目的となる対象者株式の数(220株、対象者株式分割後株式数:2,200株)を加算した数(115,201株、対象者株式分割後株式数:1,152,010株)を基にして、対象者株式分割後株式数(1,152,010株)に係る議決権の数(1,152,010個)を分母として計算しております。

(注4)本公開買付けが成立した場合、ソフトバンクが全ての議決権を所有する当社及びソフトバンクBB(所有株式数:387,440株、所有割合:33.63%)が対象者株式合計460,840株(所有割合:40.00%)を所有することとなり、上記本覚書の効力発生により、ソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、ソフトバンクは、対象者株式の議決権の過半数(当社、ソフトバンクBB及びハーティスの所有株式数の合計673,920株に係る議決権:673,920個、議決権所有比率:58.50%)を占めることになるため、日本の会計基準(JGAAP)を適用した場合においても、対象者は実質支配力基準によりソフトバンクの連結対象に該当することとなります。

(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、ソフトバンクグループの経営理念である「情報革命で人々を幸せに」の下、携帯電話サービス及び同サービスに付随する携帯電話端末等の販売を行う移動体通信事業を営んでおります。当社並びにその子会社及び関連会社(以下「当社グループ」といいます。)は、ソフトバンクグループが掲げている「平成28年度に国内事業で連結営業利益1兆円を創出する」という目標達成のための重要な役割を担っており、戦略として「モバイルインターネットNo.1」を目指し、通話品質の向上はもちろん、お客さまにモバイルインターネットをより快適に、より楽しんでいただけるよう、携帯電話ネットワークの増強・構築、携帯電話端末の充実、モバイルコンテンツの強化及び営業体制の強化等に取り組んでおります。平成24年には当社とイー・アクセス株式会社との業務提携や、ソフトバンクが米国スプリント・ネクステル・コーポレーションの戦略的買収(子会社化)の意思決定を行い、世界最大級の「モバイルインターネットカンパニー」としての事業基盤を確立するための様々な取組みを推進してまいりました。

一方、対象者は平成10年にソフトバンクと米国オンセール社(ONSALE, Inc.)が設立した合弁会社「オンセール株式会社」を起源とし、ソフトバンクBB(所有株式数:387,440株、所有割合:33.63%)が筆頭株主となり、その最終親会社であるソフトバンクの持分法適用関連会社であります。現在は主に自社で企画・開発したオンラインゲーム及びライセンス使用許諾を受けた他社開発ゲームコンテンツの配信・運営(PCオンライン事業)、並びに家庭用ゲーム機、携帯型ゲーム専用機、スマートフォン(高機能携帯電話)向けのゲームソフト・ゲームコンテンツの自社企画・開発・販売・配信(モバイルコンシューマ事業)等を行っております。近年のスマートフォンが世界規模で普及・拡大し、

様々な端末がインターネットに接続されるなど、市場の変化に柔軟に取り組むことが求められる中、対象者並びにその子会社及び関連会社（以下「対象者グループ」といいます。）は経営方針として「新規価値の創造」と「既存価値の最大化」を掲げ、世界一のエンターテインメント企業を目指して事業を拡大してきたとのことです。そして、身近にある様々な端末のオンライン化が加速度的に進み、従来ゲームに参加していなかった非ユーザー層がゲームに参加し始め、ゲーム人口がさらに拡大を続けていくことが予想され、対象者グループは近年特にスマートフォンの世界規模の普及と市場の拡大を注視し、スマートフォンゲームの企画・開発・配信に注力してきたとのことです。

日本国内では今後5年間で、スマートフォンの契約者数が3倍以上に、タブレット端末の販売台数が6倍近くになると予想されており（注1）、インターネットにアクセスするための手段は世界的な流れとしてパソコンからこれらのモバイル端末へシフトしていくとみられます。それと同時に、移動体通信業界におきましては、料金サービス競争の高まりやスマートフォンを中心とする高機能携帯電話端末の多様化等から、ますます事業者間競争が激化していくと予想されます。こうした背景から、移動体通信業界においては、ネットワークの更なる増強や、スマートフォンとタブレット端末の品揃えの充実、クラウドサービスの拡充、イーコマース等各種サービスのモバイル端末への最適化はもとより、動画・電子書籍・ゲームといったモバイルコンテンツの拡充が求められるようになってまいりました。魅力的なサービス・コンテンツは、それ自体で大きな収益を得ることができる上、移動体通信サービスの差別化に際して重要な要素となり、データ通信料収入の更なる増加につながっていくと当社は考えております。

このような環境の下、当社は、当社グループのスマートフォンを軸とした開発力・インフラと、対象者グループのスマートフォンゲームにおける企画力・制作力を組み合わせることで一層のモバイルコンテンツの充実化を実現し、移動体通信事業運営の効率化と更なる収益性・競争力の向上を図ることが急務であり、そのためには移動体通信事業を担う存在としての当社と対象者との間で新たに直接的な資本関係の構築を図るべきとの判断に至りました。また、当社だけではなく、インターネットを事業基盤とするソフトバンクグループとしても、オンライン化が進むあらゆる端末を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市場の様々なニーズに応じたコンテンツの拡充及びソフトバンクグループとしてのコンテンツ発信力強化を図るため、対象者との資本関係強化が必要であるとの判断に至りました。

また、ソフトバンクグループは、対象者との資本関係を強化することで、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、オンラインゲーム、スマートフォンゲームの販売チャネルの拡大と収益拡大に資すると同時に、これらによって対象者並びに当社及びソフトバンクグループ全体の収益基盤強化と企業価値向上が可能になると考えております。

このような状況の中、当社は平成25年2月下旬より対象者との間で本公開買付けの実施について協議を開始し、その後複数回に亘り協議を重ねました。その結果、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことで、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場での更なる成長を期待できることから、対象者については当社及びソフトバンクグループのより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能になるとの結論に至り、平成25年3月25日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付け価格を決定するに当たり、対象者株式の市場株価の終値平均を参考に、当社と応募合意株主であるアジアグループとの間で合意できる価格をもって決定する方針を採用しました。その上で、対象者株式がJASDAQ市場に上場していることを勘案し、対象者の平成24年12月期の決算発表の翌日である平成25年2月15日から平成25年3月22日までの対象者株式の終値単純平均（3,402,760円、小数点以下を切捨て、終値単純平均の算出において以下同様に計算しております。対象者株式分割希薄化後株価（注2）では340,276円、小数点以下を四捨五入し、対象者株式分割希薄化後株価の算出において以下同様に計算しております。）を参照しつつ、当社及びアジアグループとの間で協議・交渉を行った結果、最終的に平成25年3月25日に本公開買付け価格を340,276円（注3）と決定しました。

本公開買付け価格である340,276円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年3月22日の対象者株式のJASDAQ市場における終値（4,620,000円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（462,000円）に対して26.35%（小数点以下第三位を四捨五入。ディスカウント又はプレミアムの値の算出において以下同様に計算しております。）ディスカウントした価格、同日までの過去

1ヶ月間（平成25年2月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（3,676,789円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（367,679円）に対して7.45%ディスカウントした価格、同過去3ヶ月間（平成24年12月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（2,206,438円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（220,644円）に対して54.22%のプレミアムを加えた価格、同過去6ヶ月間（平成24年9月24日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（1,312,277円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（131,228円）に対して159.30%のプレミアムを加えた価格にそれぞれ相当します。

なお、当社は、当社の最終親会社であるソフトバンクが全ての議決権を所有しているソフトバンクBが対象者株式387,440株（所有割合：33.63%）を所有することにより、ソフトバンクの持分法適用関連会社として相当程度に把握している対象者の事業に関する情報を踏まえて当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断したため、当社は本公開買付価格を決定する際に、第三者算定機関による算定書を取得していません。

また、本公開買付け後の経営方針としては、当社は、対象者の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価するものであり、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発が維持されるとの判断から、経営の自主性及び独立性を最大限尊重し、対象者の優れた創造性と開発力を活かす所存ですので、対象者の役員構成につきましては現状を維持いたします。双方のシナジー効果を最大限に発揮する具体的な協業内容については今後対象者と協議・検討していく予定です。

（注1）モバイルコンピューティング推進コンソーシアムの予測（平成23年11月25日付「スマートフォン/タブレット市場の中期予測について」参照）

平成23年4月から平成24年3月までの1年間と平成28年4月から平成29年3月までの1年間の予測を比較しております。

（注2）「対象者株式分割希薄化後株価」とは、対象者株式分割により平成25年4月1日を効力発生日として対象者株式が1株につき10株の割合をもって分割されるため、対象者株式分割前の対象者株式に係る市場株価を10で除して算出した数値に相当します。

（注3）対象者が、対象者株式分割により平成25年4月1日を効力発生日として対象者株式を1株につき10株の割合をもって分割するため、本公開買付価格は対象者株式分割による希薄化の効果を勘案した金額としております。

（3）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者から独立したアンダーソン・毛利・友常法律事務所を法務アドバイザーに選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、対象者は本公開買付けの検討以前からアンダーソン・毛利・友常法律事務所に法務アドバイスを依頼しており、本公開買付けの検討に当たり、法務アドバイザーを変更した事実はないとのことです。

② 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者はアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を得ながら、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、（a）当社が対象者の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、（b）ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、（c）ゲーム開発会社としての対象者の独立性が尊重されるとともに、現経営体制（役員構成）がそのまま維持されることから、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、平成25年3月25日開催の取締役会において、決議に出席した取締役の全員一致により、

本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。一方で、本公開買付け価格に関しては、当社と応募合意株主であるアジアングループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である孫泰蔵氏は、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼 CEO である孫正義氏の指図するところに従って対象者株式の議決権を行使する旨を本覚書において合意しているハーティスの代表取締役を務めているため、また、大庭則一氏は、当社の最終親会社に当たるソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役7名のうち上記2名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意

①本応募契約書

当社は、本公開買付けに際し、対象者の第3位の大株主であるアジアングループとの間で、平成25年3月25日付で本応募契約書を締結し、アジアングループ所有株式の一部（73,400株、所有割合：6.37%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、アジアングループ所有株式の一部である73,400株は、本公開買付けにおける買付予定数の上限（73,400株）と同数となっております。本公開買付けにおいてアジアングループ以外の対象者の株主による応募があった場合にはアジアングループが本応募契約書において応募することを企図するアジアングループ所有株式の一部（73,400株）につき、全ての売却は実現しないこととなりますが、その場合、アジアングループはあん分比例によりアジアングループに返還される対象者株式について、本公開買付け終了後も、引き続き継続所有する意向を有しているとのことです。また、アジアングループは、本公開買付けに応募しないアジアングループ所有株式（93,310株、所有割合：8.10%）については、本公開買付け終了後も引き続き継続所有する意向を有しているとのことです。なお、かかる応募についての前提条件は存在しません。

②本覚書

当社の最終親会社であるソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼 CEO である孫正義氏は、対象者の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、対象者の第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社であるハーティスとの間で、平成25年4月1日付で本覚書を締結し、ハーティスが、孫ホールディングスからハーティス所有の対象者株式に係る質権実行の猶予を受けるために、平成25年4月1日を効力発生日として、対象者の株主総会において孫正義氏の指図するところに従ってその所有する全ての対象者株式に係る議決権を行使する旨を合意するとのことです。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

当社は、現時点において、本公開買付け終了後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本開示資料公表日現在、JASDAQ市場に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は73,400株（所有割合：6.37%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、対象者株式は、本公開買付け終了後も引き続きJASDAQ市場における上場が維持される予定です。

添付資料

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社	
② 所 在 地	東京都千代田区丸の内三丁目8番1号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 森下 一喜	
④ 事業内容	インターネットを利用したオンラインゲームの企画・開発・運営・配信 モバイルコンテンツの企画・開発 キャラクター商品の企画・開発・販売 その他エンターテイメントコンテンツの企画・開発・配信	
⑤ 資 本 金	5,332,504千円（平成24年12月31日現在）	
⑥ 設 立 年 月 日	平成10年7月1日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成24年12月31日現在)	ソフトバンクBB株式会社	33.69%
	株式会社ハーティス	18.53%
	アジアングループ合同会社	14.49%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.32%
	森下 一喜	1.31%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.07%
	バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジエイピーアール デアイエスジー エフイーエイシー 常任代理人株式会社三菱東京UFJ銀行	1.01%
	株式会社サン・クロレラ	0.92%
	Key Light株式会社	0.86%
	大阪証券金融株式会社	0.56%
⑧ 当社と対象者の関係	資 本 関 係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、当社の兄弟会社であるソフトバンクBBは対象者株式を387,440株（所有割合：33.63%）所有しております。
	人 的 関 係	当社の最終親会社であるソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長である大庭則一は、対象者の取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	当社は、対象者に対して売上があります。また、当社は、対象者の代表取締役会長を務める孫泰蔵が議決権の100%を間接所有するハーティスに対してアドバイザー業務を委託しております。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の最終親会社であるソフトバンクの持分法適用関連会社であり、ソフトバンクの関連当事者に該当します。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	平成25年3月25日（月曜日）
公開買付開始公告日	平成25年4月1日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	平成25年4月1日（月曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

平成25年4月1日（月曜日）から平成25年4月26日（金曜日）まで（20営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成25年5月15日（水曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金340,276円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、対象者株式の市場株価の終値平均を参考に、当社と応募合意株主であるアジアグループとの間で合意できる価格をもって決定する方針を採用しました。その上で、対象者株式がJASDAQ市場に上場していることを勘案し、対象者の平成24年12月期の決算発表の翌日である平成25年2月15日から平成25年3月22日までの対象者株式の終値単純平均（3,402,760円、対象者株式分割希薄化後株価では340,276円）を参照しつつ、当社及びアジアグループとの間で協議・交渉を行った結果、最終的に平成25年3月25日に本公開買付価格を340,276円と決定しました。

本公開買付価格である340,276円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成25年3月22日の対象者株式のJASDAQ市場における終値（4,620,000円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（462,000円）に対して26.35%ディスカウントした価格、同日までの過去1ヶ月間（平成25年2月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（3,676,789円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（367,679円）に対して7.45%ディスカウントした価格、同過去3ヶ月間（平成24年12月25日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（2,206,438円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（220,644円）に対して54.22%のプレミアムを加えた価格、同過去6ヶ月間（平成24年9月24日から平成25年3月22日まで）の終値単純平均（1,312,277円）に基づく対象者株式分割希薄化後株価（131,228円）に対して159.30%のプレミアムを加えた価格にそれぞれ相当します。

なお、当社は、当社の最終親会社であるソフトバンクが全ての議決権を所有しているソフトバンクBBが対象者株式387,440株（所有割合：33.63%）を所有することにより、ソフトバンクの持分法適用関連会社として相当程度に把握している対象者の事業に関する情報を踏まえて当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断したため、当社は本公開買付価格を決定する際に、第三者算定機関による算定書を取得していません。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

日本国内では今後5年間で、スマートフォンの契約者数が3倍以上に、タブレット端末の販売台数が6倍近くになると予想されており、インターネットにアクセスするための手段は世界的な流れとしてパソコンからこれらのモバイル端末へシフトしていくとみられます。それと同時に、移動体通信業界におきましては、料金サービス競争の高まりやスマー

トフォンを中心とする高機能携帯電話端末の多様化等から、ますます事業者間競争が激化していくと予想されます。こうした背景から、移動体通信業界においては、ネットワークの更なる増強や、スマートフォンとタブレット端末の品揃えの充実、クラウドサービスの拡充、イーコマース等各種サービスのモバイル端末への最適化はもとより、動画・電子書籍・ゲームといったモバイルコンテンツの拡充が求められるようになってまいりました。魅力的なサービス・コンテンツは、それ自体で大きな収益を得ることができる上、移動体通信サービスの差別化に際して重要な要素となり、データ通信料収入の更なる増加につながっていくと当社は考えております。

このような環境の下、当社は、当社グループのスマートフォンを軸とした開発力・インフラと、対象者グループのスマートフォンゲームにおける企画力・制作力を組み合わせることで一層のモバイルコンテンツの充実化を実現し、移動体通信事業運営の効率化と更なる収益性・競争力の向上を図ることが急務であり、そのためには移動体通信事業を担う存在としての当社と対象者との間で新たに直接的な資本関係の構築を図るべきとの判断に至りました。また、当社だけではなく、インターネットを事業基盤とするソフトバンクグループとしても、オンライン化が進むあらゆる端末を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、市場の様々なニーズに応じたコンテンツの拡充及びソフトバンクグループとしてのコンテンツ発信力強化を図るため、対象者との資本関係強化が必要であるとの判断に至りました。

また、ソフトバンクグループは、対象者との資本関係を強化することで、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、オンラインゲーム、スマートフォンゲームの販売チャネルの拡大と収益拡大に資すると同時に、これらによって対象者並びに当社及びソフトバンクグループ全体の収益基盤強化と企業価値向上が可能になると考えております。

このような状況の中、当社は平成 25 年 2 月下旬より対象者との間で本公開買付けの実施について協議を開始し、その後複数回に亘り協議を重ねました。その結果、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことで、ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場での更なる成長を期待できることから、対象者ひいては当社及びソフトバンクグループのより一層の収益基盤強化と企業価値の向上が可能になるとの結論に至り、平成 25 年 3 月 25 日開催の当社取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、対象者株式の市場株価の終値平均を参考に、当社と応募合意株主であるアジアグループとの間で合意できる価格をもって決定する方針を採用しました。その上で、対象者株式が J A S D A Q 市場に上場していることを勘案し、対象者の平成 24 年 12 月期の決算発表の翌日である平成 25 年 2 月 15 日から平成 25 年 3 月 22 日までの対象者株式の終値単純平均 (3,402,760 円、対象者株式分割希薄化後株価では 340,276 円) を参照しつつ、当社及びアジアグループとの間で協議・交渉を行った結果、最終的に平成 25 年 3 月 25 日に本公開買付価格を 340,276 円と決定しました。

本公開買付価格である 340,276 円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成 25 年 3 月 22 日の対象者株式の J A S D A Q 市場における終値 (4,620,000 円) に基づく対象者株式分割希薄化後株価 (462,000 円) に対して 26.35%ディスカウントした価格、同日までの過去 1 ヶ月間 (平成 25 年 2 月 25 日から平成 25 年 3 月 22 日まで) の終値単純平均 (3,676,789 円) に基づく対象者株式分割希薄化後株価 (367,679 円) に対して 7.45%ディスカウントした価格、同過去 3 ヶ月間 (平成 24 年 12 月 25 日から平成 25 年 3 月 22 日まで) の終値単純平均 (2,206,438 円) に基づく対象者株式分割希薄化後株価 (220,644 円) に対して 54.22%のプレミアムを加えた価格、同過去 6 ヶ月間 (平成 24 年 9 月 24 日から平成 25 年 3 月 22 日まで) の終値単純平均 (1,312,277 円) に基づく対象者株式分割希薄化後株価 (131,228 円) に対して 159.30%のプレミアムを加えた価格にそれぞれ相当します。

なお、当社は、当社の最終親会社であるソフトバンクが全ての議決権を所有しているソフトバンク B B が対象者株式 387,440 株 (所有割合 : 33.63%) を所有することにより、ソフトバンクの持分法適用関連会社として相当程度に把握している対象者の事業に関する情

添付資料

報を踏まえて当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断したため、当社は本公開買付価格を決定する際に、第三者算定機関による算定書を取得していません。

(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置)

上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

当社は、本公開買付価格の決定に際し、第三者機関からの算定書は取得しておらず、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
73,400 (株)	—(株)	73,400 (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の上限 (73,400 株) 以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限 (73,400 株) を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 公開買付期間の末日までに、第 1 回新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行される対象者株式も本公開買付けの対象となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	—個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	600,520 個	(買付け等前における株券等所有割合 52.13%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	73,400 個	(買付け等後における株券等所有割合 58.50%)
対象者の総株主等の議決権の数	114,981 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数 (73,400株) に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等 (但し、特別関係者のうち法第27条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式は除きます。) に係る議決権の数の合計を記載しております。また、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」に「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を加えた議決権の数 (673,920個) を分子としております。

(注3) 本公開買付けにおいては、特別関係者の所有する株券等についても対象となるため、当該特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記「買付け等後における株券等所有割合」は58.50%を下回ることとなります。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年 3 月22日に提出した第16期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、第 1 回新株予約権の行使により発行される対象者株式も本公開買付けの対象となるため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等

後における株券等所有割合」の計算においては、①同有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（114,981株、対象者株式分割後株式数：1,149,810株）に、②同有価証券報告書に記載された平成24年12月31日現在の第1回新株予約権の数（44個）の目的となる対象者株式の数（220株、対象者株式分割後株式数：2,200株）を加算した数（115,201株、対象者株式分割後株式数：1,152,010株）を基にして、対象者株式分割後株式数（1,152,010株）に係る議決権の数（1,152,010個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 24,976 百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数（73,400株）に、本公開買付価格（340,276円）を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

② 決済の開始日
平成25年5月7日（火曜日）

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成25年5月21日（火曜日）となります。

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法
下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（73,400株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（73,400株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。但し、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合

には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。但し、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付け期間の末日の15時までに、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付け期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付け期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、

公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成25年4月1日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの目的及び背景並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(2) 今後の見通し

本公開買付けが当社の最終親会社であるソフトバンクの連結業績に与える影響については、ソフトバンクが本日別途公表している「当社連結子会社（ソフトバンクモバイル株式会社）による公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者はアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言を得ながら、本公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討した結果、(a)当社が対象者の有するゲームコンテンツ企画力及び開発力を高く評価し、今後も独立性の高い自由闊達な社風を尊重することにより、質の高いゲームコンテンツ開発を期待すること、(b)ソフトバンクグループのグローバルな経営資源を活用することにより、グローバル市場における更なる成長を期待できること、(c)ゲーム開発会社としての対象者の独立性が尊重されるとともに、現経営体制（役員構成）がそのまま維持されることから、当社が対象者株式の一部を新たに所有し、直接的な資本関係の構築を行うことには異存なしとして、平成25年3月25日開催の取締役会において、決議に出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。一方で、本公開買付け価格に関しては、当社と応募合意株主であるアジアグループとの協議・交渉の結果を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付けにおいては買付予定数の上限が設定され本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であるため、対象者の株主としては本公開買付け後も対象者株式を所有することも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付けの妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役会長である孫泰蔵氏は、ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏の指図するところに従って対象者株式の議決権を行使する旨を本覚書において合意しているハーティスの代表取締役を務めているため、また、大庭則一氏は、当社の最終親会社に当たるソフトバンクの財務部部長補佐兼財務管理グループ長を兼任しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役7名のうち上記2名を除く5名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名（うち社外監査役3名）全員が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

② 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

ソフトバンクの代表取締役社長であり、かつ当社の代表取締役社長兼CEOである孫正義氏は、対象者の代表取締役会長である孫泰蔵氏が代表取締役を務める、対象者の第2位の大株主であり、孫泰蔵氏の資産管理会社であるハーティス（所有株式数：213,080株、所有割合：18.50%）との間で、平成25年4月1日付で対象者株式に関し、本覚書を締結するとのことです。本覚書においては、孫正義氏が取締役を務め、その資産管理会社である孫ホールディングスから、ハーティス所有の対象者株式に係る質権実行の猶予を受けるために、ハーティスは、平成25年4月1日を効力発生日として、対象者の株主総会において孫正義氏の指図するところに従ってその所有する全ての対象者株式に係る議決権を行使する旨を合意するとのことです。この点、ソフトバンクは平成26年3月期第1四半期から国際財務報告基準（IFRS）を適用することとしており、その結果、本覚書の効力発生日により、ソフトバンクが全ての議決権を所有するソフトバンクBB（所有株式数：387,440株、所有割合：33.63%）及びソフトバンクと緊密な関係がある孫正義氏と合わせて、対象者株式の議決権の過半数（ソフトバンクBB及びハーティスの所有株式数の合計600,520株に係る議決権：600,520個、議決権所有比率：52.13%）を占めることになるため、対象者はソフトバンクの連結対象となります。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 株式分割

対象者株式分割プレスリリースによれば、平成25年4月1日を効力発生日として、1株につき10株の割合をもって対象者株式分割を行うことを決定したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

②平成25年2月度月次単体売上高速報値

対象者は、平成25年3月25日に「平成25年2月度月次単体売上高速報値に関するお知らせ」

添付資料

を公表しております。当該公表によれば、本公開買付けに対し賛同の意を表明し、本公開買付けを実施するに当たり、以下の事項が重要事項に該当することと認識するため、お知らせすることです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

平成 25 年 2 月度月次単体売上高速報値 : 10,000 百万円 (前年同月比 1,280.0%増)

※上記数値は速報値であり、監査法人の監査を受けておりませんので修正する可能性があるとのことです。

※将来数値は様々な不確定要素が内在しており、上記の業績が継続することを保証するものではないとのことです。

以上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、法第167条第3項及び令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表から12時間を経過するまでは、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の株式の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載してあります。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【言語】

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配付に法令上の制限が課されている場合があります。かかる場合にはそれらの制限に留意し、当該国又は地域の法令を遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。